

(対象活動 関係)

助成の対象とならない経費・注意事項
<p>×団体の運営費</p> <p>×飲食に関する経費（自己財源で賄う場合や相応の理由が認められる場合はその限りではない。）</p> <p>×景品費（自己財源で賄う場合や相応の理由が認められる場合はその限りではない。）</p>

別表2（助成金申請にかかわる支出項目の取り扱い基準）

	項目	説明	例
1	消耗品費	一時に消費し又は数回により利用できなくなる物品や1個あたりの単価が僅小な物品	文房具、用紙、紙コップ、紙皿、音楽CD、カセット、フィルム、現像代等
2	備品費	助成申請事業に活用するための器具、備品	ラジカセ、ポット、カメラ、机、AV機器等
3	材料費	行事などの参加者及び講師が使用する材料費	工芸、手芸、わら細工等の材料費、食材料代等
4	諸謝金 (講師謝礼等)	研修・行事のために招いた講師に対する謝礼金等、視察研修先へのお土産代等	講演・アトラクションへの謝礼金等
5	印刷費	書類・諸用紙・関係資料などの印刷及び製本代	チラシ・パンフレット・行事案内文書等の印刷代
6	広報費	広報紙などの印刷製本費	
7	交通費	研修会や会議等に出席するための公共交通機関等の運賃	電車賃・バス代
8	通信運搬費	切手代などの通信・運搬にかかる費用	切手、ハガキの購入費、宅配便費用
9	研修費	研修会・セミナーの参加負担金 (交通費を除く)	
10	使用料	事業・会議等の会場使用料	集会所・コミュニティーセンター等使用料
11	賃貸料	事業用物品等のレンタル料	テント・機器のレンタル料 レンタカー代等
12	会議費	会議における茶菓子代	企画運営会議、行事打合せ会の茶菓子代
13	食料費	事業における食料費代	事業参加者用
14	保険料	損害（賠償）保険料	ボランティア保険、行事保険
15	修繕費	備品修理代	備品の修理
16	手数料	専門的な知識や技術を要する役務に対する費用	検便手数料など